

公 示 日 : 2024 年 6 月 5 日 (水)

調達管理番号 : 24a00353

国 名 : タイ

担 当 部 署 : 経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

調 達 件 名 : タイ国地方レベルの統合中小企業支援(RISMEP)を活用したタイランド 4.0 のための中小企業スマートファクトリープロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024年7月下旬から2024年9月上旬
- (2) 業務人月 : 1.30人月
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5日	21日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2024年6月19日(水) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」
の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年6月28日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 業務の実施方針等： | |
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |
| (2) 業務従事者の経験能力等： | |
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計100点) |

類似業務経験の分野	各種評価調査（中小企業支援案件における評価調査の経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	東南アジア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タイ政府は、国家戦略「Thailand 4.0」を掲げ、これまでの安価な労働力を活かした労働集約的産業構造から、技術とイノベーションを活用した持続的経済成長と付加価値ベースの経済・産業構造への変換を目指している。我が国は「Thailand 4.0」の実現に貢献すべく、タイ工業省との協働により、中小企業も含めたタイの製造業全体の競争力向上を促進するため、LIPE (Lean IoT Plant management & Execution) 事業（シンプルなIoTの活用による製造プロセスの効率化研修）や、LASI (Lean Automation System Integrators) 事業（自動化システムを扱うシステムインテグレータ育成）などを推進してきた。しかしながら、それら支援事業の活動拠点がバンコクであるため、その利用企業は、大企業、バンコクおよび首都圏所在企業（中小企業を含む）、かつ自動車産業が中心となっている。一方、地方の中小企業は人的資源の制約、予算面の制約などからそれらの支援を効率的に受けることが容易ではないため、導入意欲はあるものの、導入経験、能力向上の機会が不足している。加えて、首都圏に比べて地方では、スマート化に対応可能な Sler (System Integrator) が少なく、また、Sler の提供する主な対象が観光業などの非製造業が多いことから、地方の中小企業（製造業）における須スマート化ニーズに対する経験、知識が乏しい。そのため、地方の中小企業（製造業）におけるスマート化は、バンコク首都圏と比べて支援リソース、民間サービス、中小企業側の体制のいずれも不十分であることが課題である。

JICA は、2013 年 5 月から 2018 年 9 月にかけてタイ工業省産業振興局

(Department of Industrial Promotion, Ministry of Industry、以下 DIPROM) と協働し、「地方レベルの統合中小企業支援普及」にかかる技術プロジェクトおよび専門家派遣を実施した。当技術協力は、DIPROM の地方支部である産業振興センター (Industrial Promotion Center、以下 IPC (当時)) に設置された総合相談窓口を介し、中小企業と中小企業支援ネットワークとをワンストップでマッチングさせる仕組みを地方レベルの統合中小企業支援 (Regional Integrated SME Promotion : RISMEP) メカニズムとして展開するとともに、タイ全土における中小企業の競争力を強化するためのビジネス開発サービス (BDS) プロバイダーなどの更なる質の向上および総合相談窓口の活用促進を取り組むことを目的として要請されたものである。先行調査のパイロット県におけるモデル事業成果を基に、後継案件では右パイロット県を含む全 4 県 (チェンマイ県、スラタニー県、ナコンラチャシマ県、スパンブリ県) を対象に RISMEP メカニズムが事業対象地域の産業振興センター (IPC) を中心に確立され、RISMEP は工業省の政策として採用され、現在では全国で展開されている。

現在、DIPROM は地方中小企業に対してより多くの付加価値を生み出すため、「Thailand 4.0」の方針に沿った RISMEP 活動を続けている。しかしながら、地方の中小企業におけるデジタル化に関する適切な技術、ノウハウ、人材育成プログラムが欠如しているため、中小企業の IoT の活用、スマート化のニーズに十分対応できないという課題に直面している。

以上の状況を踏まえ、タイ政府は既往協力の RISMEP ネットワークを活用すると同時に、我が国の既往協力である製造業向けスマート化研修施設の活用も取り入れながら地方中小企業の IoT の活用、スマート化に対する支援強化を図るべく、本技術協力プロジェクトを要請した。

本詳細計画策定調査は、先方実施機関や関係機関等との協議を通じてプロジェクトの協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、タイ側関係者とプロジェクトの内容を協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) で合意すると共に、必要な情報を収集、整理、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準 (妥当性、整合性、有効性、インパクト)

ト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024年7月下旬～2024年8月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② タイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICA経済開発部に提出する。
- ③ JICA(経済開発部、タイ事務所等)と調査計画につき協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地業務における業務内容を整理して調査方針(案)作成に協力する。
- ④ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2024年8月上旬～2024年8月下旬)

- ① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2024年8月下旬～2024年9月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、業務完了報告書（和文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(1) 業務完了報告書

2024年9月13日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年8月5日～8月25日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）※
- エ) 通訳備上：JICA が必要に応じアレンジします。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

※ バンコクと地方都市複数箇所を調査対象とする予定です。今回の調査に係る渡航地域は外務省海外安全情報において危険情報がレベル 2 以上の地域を含まず、JICA 安全対策措置において渡航措置が安全管理部長承認及び渡航禁止の地域を含みません。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ Survey on Needs and Resource for Smart SME Final Report(英文)
(2024 年 2 月)
 - ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ タイ国地方レベルの統合中小企業支援普及プロジェクト
(事業評価にプロジェクト業務完了報告書(2016年4月)格納。)
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1200352/index.html>
 - ・ タイ国地方レベルの統合中小企業支援普及事業完了報告書 (2018 年 11 月)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12323390.pdf>
 - ・ 全世界 最新テクノロジーを活用した製造業高度化に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート(2022 年 2 月)
https://openjicareport.jica.go.jp/600/600/600_000_12364832.html
 - ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する

規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタント

の皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上